

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について（ご案内） （セーフティネット保証4号の認定について）

【認定要件】※以下の2つの満たすこと。

- ・指定地域において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者。
- ・経済産業大臣の指定を受けた災害（新型コロナウイルス感染症）の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者。ただし、資金使途は既存融資の借換を目的としたものに限る。→【様式第4-①】を使用。

【指定期間】令和6年6月30日（日）まで（指定期間は3か月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます）※指定期間とは、認定申請をすることができる期間です。ただし最終日が土日祝日にあたる場合は、前営業日までの受付となります。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上等の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上等の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内）※業種、法人確認のため。写し可
- ⑤直近の決算書の写し
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）